



技 第 2 0 8 号
建 不 第 4 0 4 号
令 和 3 年 6 月 2 3 日

各建設業関係団体の長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき
区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事
及び業務の対応について

このことについて、令和3年6月21日付け事務連絡で国土交通省不動
産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、本県においては、別紙2のとおり取り扱うこととしました
ので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

事務連絡
令和3年6月21日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県から同6月20日をもって岐阜県、三重県を除き、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を加えた1都1道2府6県に変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日までとすることが決定されたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年6月17日変更））において、引き続き基本的な感染対策の徹底が重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していくこととされているほか、「令和3年6月21

日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)において、大企業では、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同の接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施することによりワクチン接種の円滑化・加速化を図ることとされています。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年6月8日事務連絡)を含めた、令和3年6月1日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく願います。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更するとともに、実施すべき期間について同7月11日まで延長することが決定されたところですが、令和3年6月1日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置を実施すべき区域においては、6月末までと同水準の支援を8月末まで行うこととされましたので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係る職域接種への積極的な対応について、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種への積極的な対応について（依頼）」（令和3年6月8日付け事務連絡）の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いいたします。特に、大企業においては、下請け先や取引先、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行っていただくことや、中小企業においては、業界団体等で共同で接種会場の設置を進めていただくことをご検討いただくようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜

しく申し上げます。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、実施すべき期間について同7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県に、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加し、岐阜県、三重県を除いた1道1都2府6県に変更し、実施すべき期間について同7月11日まで延長することが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年6月8日付け事務連絡）の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

技 第 2 0 8 号
建 不 第 4 0 4 号
令 和 3 年 6 月 2 3 日

部 内 各 課 の 長
様
部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき
区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事
及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和3年6月21日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）について、下記及び「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年6月10日付け技第184号及び建不第330号）のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 施工中の工事等における感染拡大防止措置等

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど適切に対応すること。

2 施工中の工事等における一時中止措置等

（1）重点措置区域

施工中のすべての工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の受注者に、日常のコミュニケーション等により今後の対応について確認し、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行うこと。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。また、一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとること。

（２）対象地域外

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組み状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは（１）に準じた措置を行う。

３ 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116